

「学校いじめ防止基本方針」 (平成26年4月)

飯豊町立添川小学校

学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に関する措置を実効的に行うため基本方針を策定し、全校体制で取り組む。

1. 基本的な考え

いじめは、受けた側の人格を踏みにじり、生涯にわたって心身に回復できない著しい影響を及ぼすものである。また、いじめを行った者においても大きな禍根をもたらすものである。

添川小学校においては、「いじめを絶対にさせない。」という強い決意を示し、児童、教職員、家庭、地域が一体となって学校教育目標「心の豊かな子ども」の育成を図り、いじめの絶無を実現する。

2. いじめ防止のための取り組み

(1) 教師は、温かで誠意のある児童とのかかわり方を基盤にしながら、「いじめを絶対にさせない、許さない」という毅然とした態度を明確に示す。

- ① いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する。
- ② 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などで過度のストレスにならないようにする。
- ③ 教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることが絶対ないようにする。

(2) 児童に、人格を尊重する心や思いやりの心を育むとともに、豊かな情操、規範意識や正義等の道徳心の育成、そして望ましい人間関係づくりに取り組む。

また、自己のよさ、可能性を自覚させ、自尊感情を高める。

- ① いじめる側が悪いという態度を毅然と持つ。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されないという意識を徹底させる。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行い、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(3) いじめ防止のための組織として、下記関係者からなる「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

○校内職員 校長、教頭、生徒指導部長、関係担任、養護教諭

○校外関係者 飯豊町教育委員会指導主事、PTA会長・副会長、主任児童委員、地区民生児童委員代表、地区公民館長、子ども会育成会長

○年2回（5月、2月）の総会を行い、次のような活動を行う。

*いじめに対する正しい理解と対応のための職員研修と情報提供

*いじめに関する相談、通報の窓口となり対応

*情報の収集と記録の共有

※ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

- (4) 未然防止、早期発見、即時の組織対応を旨として、児童の変化にいち早く気づく信頼関係の醸成、定期、不定期のアンケートや教育相談を実施する。
また、保護者との情報共有を密に行い、連携して防止や対応にあたる。

3. 早期発見のあり方

- (1) 日頃から、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
保護者や児童からの些細と思われる情報も真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図っていく。
- (2) いじめの実態を定期的に把握するため、より正確な回答が得られやすい「無記名式アンケート」を実施する。
- (3) 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりしていく。
- (4) 休み時間や放課後の雑談などで児童の様子に目を配ったり、連絡帳や日常行われている日記等を活用しながら、児童の悩みや体や生活の変化に気を配り、児童が発する危険信号を見逃さないようにして積極的に受け止め、その情報を共有する。
- (5) 相談窓口など、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにも関わらず真摯に対応しなかったりすることなど絶対ないようにする。

4. いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

- (1) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応していく。校長のリーダーシップの下、一致協力して対応する体制で臨む。
- (2) 正確な事実の把握に努める。
- ① 児童の心を大切にしながら、じっくり話を聞く。
 - ② 担任、主任等、複数で対応する。
 - ③ 複数の児童が関連する場合は、一人一人の話を照合して不明確なところを再度確認する。 ※責任を持って保護者に事実を伝えられるようにする。
- (3) いじめ防止等対策委員会を開催し、対応を検討する。
- ① 事実の共通理解
 - ② 課題の整理
 - ⑦ 不安や障害の除去
 - ⑧ 拡大、派生の防止
 - ⑨ 関係児童の指導
 - ⑤ 保護者、家庭の状況
 - ④ 再発防止

- ③ 解決への道筋検討（いつ、だれが、どんなことを、どのように対応するのか。）
- ㊦関係児童への指導
 - ㊧学級、学年、学校全体の指導
 - ㊨家庭との連携
 - ㊩対外的な対応

(4) 児童と保護者の心を大切にしたいねいな対応を迅速に行う。

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去する。
- ③ いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合には、複数の教職員が連携し、担任と主任、生徒指導部長を中心に、必要に応じて、いろいろな立場の職員が関わって対応する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めながら、いじめを止めさせその再発を防止する。

(5) 集団へのはたらきかけ

子どもの心の状態を積極的に把握し、受容的・共感的な姿勢で指導にあたる。

- ① 学級の中で、毎日ふれあいや関わり合いがあるように仕組む。
- ② 意図的にソーシャルスキルトレーニングを実施し、コミュニケーション力の育成を図る。
- ③ 構成的グループエンカウンターの実施や、学級活動の充実に努める。
- ④ 学級組織を核として仲間意識を育て、学級や学校としての一体感のある活動を実施する。
- ⑤ 朝の会・帰りの会を充実させ、教師の語りかけや読み聞かせを通し、子どもの心を解きほぐしたり、翌日の学校生活に希望を持たせたりするように心がける。

(6) ネットいじめへの対応等

- ① IT機器、ゲーム機によるネット利用等の実態を把握するとともに、ネット利用に絡むトラブルや犯罪等の危険性についての指導を通して、ネット利用上の約束やモラルの意識を高め、ネットトラブルの未然防止に努める。
- ② 万一ネット上への誹謗中傷等の書き込みが発覚した場合には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

5. 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置

学校のみで解決することに固執せず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図っていく。一定の限度を超えたいじめ（暴行、恐喝など犯罪行為）の場合は、スクールカウンセラー、児童相談所、警察等適切な関係機関の協力を求める。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

(具体的な調査組織の構成員については、飯豊町教育委員会の指示を仰ぐ)

○弁護士

○精神科医

○学識経験者

○心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く飯豊町教育委員会を通じて飯豊町長へ報告する。

(4) 外部機関との連携等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて飯豊町教育委員会、児童相談所、長井警察署、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6. 教育相談・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・定期、不定期の「心のアンケート」及び年2回(5月、11月)のQ-Uテスト等の結果を踏まえた「児童理解」を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、教育相談員等との連携により、教育相談体制を機能させる。
- ・具体的な計画は「学校経営概要」による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・児童にとって実感のともなう活動ができるようお、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。
- ・具体的な計画は「学校経営概要」による。

7. 校内研修

- ・職員会議及び職員打合せ時を利用した「児童理解」で、生徒指導に関わる情報の共有化を図るとともに、指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。必要に応じて外部講師を招聘し研修を行う。
- ・特に指導を要する児童については、生徒指導研修会・特別支援教育委員会を実施し、全職員で共通理解を図るとともに、情報の交換をする。

- ・具体的な計画は、「学校経営概要」による。

8. 学校評価と教員評価

- (1) 児童・保護者・教職員の三者で学校生活アンケートによる学校評価を行い、いじめの問題を取り扱う。学校生活への満足度について実態把握と分析を行い、学校運営の改善に資する。
- (2) 生徒指導に関わる自己目標設定の視点の一つとしていじめに係る目標を設定し、それを意識しながら目標達成に向けて取り組むようにする。

9. その他

いじめ・不登校未然防止 共通実践事項として

- (1) 温かで誠意のある教師の対応で、信頼関係を深める。
 - 毎日、笑顔で児童と接し、一人一人に声をかけ、心を通わし、変化に気づく。
 - たくさん賞賛の言葉、励ましの言葉をかける。
 - 欠席した日は電話で、3日以上長期の場合は、家庭訪問で心を伝える。
- (2) やさしさと毅然とした態度を併せ持ち、正義を大切に作る学級をつくる。
 - 学級・学校のルールを徹底する。
 - 日ごろから「こんな学級にしたい」を児童と語り合う。
- (3) 児童の行動を「よさ」として価値づける。
 - 帰りの会での友達をほめる時間の設定～「今日のきらり」「今日のNO.1」
 - 教師による「価値付け言葉」
 - ほめられた児童の振り返り。自己を見つめる作文指導。
- (4) 「自分をもつ」指導を工夫する。
 - 自己の確立の基盤となる「聞く」「書く」「話す」力を授業で鍛える。
 - 道徳や学活で、「自分として」を大切に話し合い活動を工夫する。
- (5) 校務の効率化を図る。
 - 教職員が児童と向き合い、いじめ問題等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。